

滝沢公共下水道計画的改築事業実施のための検討業務公募型プロポーザル 質問回答票

令和2年11月13日

No	質 問		回 答
	仕様書等の該当箇所 (頁、項番等)	内 容	
1	仕様書 第1章 第7条	配置する技術者について照査技術者については下記の認識でよろしいでしょうか。 照査は受注者自らが実施する必要があるため、照査業務を外部委託することはできず、照査技術者は入札参加日前1年以上継続して雇用していること。	原則、質問内容のとおりとなります。
2	仕様書 第5章 第22条	工事資料（竣工図）のファイリングはされておりますでしょうか。されている場合には、システムデータとどのように紐づいておりますでしょうか。また、下水道台帳管理システムにおける排水設備データと排水設備台帳のファイリングデータは現状どのように紐づいておりますでしょうか。	工事資料（竣工図）については、添付ファイルとしての保存はしておりません。 排水設備データについては、添付ファイルの排水設備図面ごとに排水設備番号を付して紐づけしております。
3	仕様書 第5章 第23条 第6章 第27条	従来下水道台帳の整備内容における以下の点についてご教示ください。 下水道台帳の更新作業を行う際には、工事竣工図から入力する作業となりますでしょうか。それとも、現地調査が必要になりますでしょうか。仮に現地での作業が必要な場合には、その具体的な内容についてご教示ください。	工事竣工図からの作業となります。 施工者作成の竣工図をCADデータで提供しますが、オフセットの記載や地番図との重ね合わせたものを提供可能ですので、現地調査は不要です。但し、小規模開発等の場合、PDFデータでの提供となる場合もあります。
4	仕様書 第5章 第23条 第6章 第27条	下水道台帳の附図について、成果品の出力様式等が決まっている場合には製本内容等も含めてご教示ください。	下水道台帳図の成果品については、データファイルのほか、現在市で管理しているA2版（縮尺1/1000）の紙媒体による下水道台帳1部について、更新があった区画割部分のみを納品願います。 上記より、次のとおり仕様書における成果品を追加します。 「第8章 第32条（2）キ 下水道台帳図（A2版） 1部」 「第8章 第32条（3）ケ 下水道台帳図（A2版） 1部」
5	仕様書 第5章 第23条 第6章 第27条	下水道台帳の調書について、集計方法や出力様式等が決まっている場合には、内容等をご教示ください。	管渠延長、マンホール数、柵数については、処理分区・施工年度・材質・規格ごとに集計し、それらの数量を総括調書として、処理分区・施工年度ごとに集計し、製本（ドッチファイル可）したもの1部を紙媒体で納品願います。様式の指定は特に定めませんが、本業務において協議の上、決定するものとします。 上記より、次のとおり仕様書における成果品を追加します。 「第8章 第32条（2）ケ 下水道台帳調書（A4製本） 1部」 「第8章 第32条（3）コ 下水道台帳調書（A4製本） 1部」

滝沢公共下水道計画的改築事業実施のための検討業務公募型プロポーザル 質問回答票

令和2年11月13日

No	質 問		回 答
	仕様書等の該当箇所 (頁、項番等)	内 容	
6	仕様書 第5章 第23条 第6章 第27条	下水道台帳の調書について、供用開始、告示、面積等の管理も行っておりますでしょうか。	別管理としているため、下水道台帳の調書としての管理は行っておりません。
7	仕様書 第5章 第23条 第6章 第27条	排水設備台帳の更新は不要ということによろしいでしょうか。もし必要である場合には、年間の想定数量をご教示ください。	排水設備台帳の更新については、市で随時入力を行っているため、新下水道台帳システムに移行した令和4年度からは、不要となります。但し、本業務発注時に現下水道台帳システムより抽出を行ったあと、令和3年度に新下水道台帳システムが導入されるまでの期間についての排水設備台帳の登録が必要になることから、次のとおり仕様書における業務内容を追加します。 「第5章 第23条(3) 排水設備箇所数：300件」
8	仕様書 第5章 第23条 第6章 第27条 ↓ (質問票修正) 第5章 第25条	従来の水洗化率の算出の仕方についてご教示ください。	現在の運用は、住民基本台帳システムから、年度末時点における住所ごとの人口データをCSVデータとして出力し、保守業務において現下水道台帳システムに取り込みを行い、各処理分区ごとに供用区域レイヤに重ね、供用人口及び水洗化人口を算定することで、水洗化率を算出しております。 職員でできない部分があること、一部手動による作業が発生しているため、効率的な運用を行いたいものです。
9	仕様書 第5章 第24条	「～管路カメラ調査履歴情報・修繕履歴等の維持管理データを入力するものとする～」とありますが、(3)修繕等の日常維持管理データ入力を行わないのとおおり、修繕データは入力しない認識でよろしいでしょうか。	令和3年度業務においては、第5章第24条(3)のとおおり、修繕等の日常維持管理データ入力はありません。
10	仕様書 第6章 第28条	上記と同様に、(3)管路カメラ調査データ入力を行わないのとおおり、カメラ調査データは入力しない認識でよろしいでしょうか。	令和4年度業務においては、第6章第28条(3)のとおおり、カメラ調査データの入力はありません。
11	仕様書 第8章 第32条	令和2年度の成果品には業務報告書がございませんが、基本計画書をもって業務報告書とする認識でよろしいでしょうか。	基本計画書に集約されるものと考えておりますが、検討資料等の添付が必要な場合、それらを含めた業務報告書として提出されることも可とします。

滝沢公共下水道計画的改築事業実施のための検討業務公募型プロポーザル 質問回答票

令和2年11月13日

No	質 問		回 答
	仕様書等の該当箇所 (頁、項番等)	内 容	
12	実施要領 Ⅱ. 6	自由提案の内容は、委託外の追加提案事項等も対象でしょうか。	対象となります。本業務にあたり、仕様書及び実施要領に記載された事項以外に有益な提案があれば、採用を検討します。 但し、費用について、見積内容に含めているか、追加費用が発生する場合は概算額について、記載願います。内容によって、当初契約に含めるか、変更契約等で検討するかを協議致します。(実施要領Ⅱ. 8. (6) のとおり)
13	実施要領 Ⅱ. 7. (3)	二次審査の出席人数について、コンソーシアム等により複数社で参加する場合、追加で人数を増やす(仮に+1社につき+1名等)ことは可能でしょうか。	コロナウィルス感染症対策の観点から、極力参加人数を少なくするため、実施要領のとおり、合計で3人以内での参加をお願いします。
14	実施要領 Ⅱ. 7. (3)	二次審査の出席者について、管理技術者と照査技術者双方の出席は必須となりますでしょうか。もしくは、最低限管理技術者のみの出席という形でもよろしいでしょうか。	事前に予定技術者の届出を求めていることから、管理技術者と照査技術者の出席は求めません。限られた人数での参加となりますので、提案可能な方で参加をお願いします。
15	実施要領 Ⅱ. 7. (3)	二次審査の際、出席者各自が発言することは可能でしょうか。	発言者の指定はありませんので、参加した方であれば発言可能です。

※全体での質問・回答になりますので、市側で通し番号を振りなおしています。

※本回答に対する質疑は受け付けられませんので、御了承ください。